

## 介護保険申請から在宅療養が始まるまで

在宅療養の調整には、あなたの暮らし方や病状に合わせて、環境整備や医療/看護/介護サービスの受け方の検討を行います。その検討は次ページの関係するスタッフがあなたが入院中であれば病院で、家で過ごしている場合は自宅に集まり話し合いを行います。

どうしたらいいんだろう？

- ・退院後に介護用品が必要
- ・退院後の訪問診療医や訪問看護を希望
- ・退院することへの不安

相談窓口



主治医  
病院相談窓口  
に相談

あなたと家族の希望に合わせ、環境調整や訪問診療・訪問看護等の調整をします。

必要に応じて介護保険の申請



ケアマネジャー  
決定

ケアマネジャーが自宅であなただけの希望を確認し、あなたに適した療養環境を整えます。

在宅で医療やその他のケアを受けたいなあ

相談窓口

- ①主治医
- ②担当看護師
- ③入院先の相談窓口

相談窓口

- ①ケアマネジャー
- ②受診している病院の相談窓口
- ③地域包括支援センター窓口
- ④訪問看護ステーション

介護保険適用外と認定されたら在宅療養は受けられないの？

受けられます。P15の「若い世代の生活」をご参照ください。

在宅医療費が払えるか心配...

P11の「高額療養費制度」をご参照ください。

現在の治療やケアの継続の必要性を理解し、自宅での継続方法を考えます。



カンファレンスを開催

あなたやご家族の希望を確認し、支援方法を考えます。

※関係するスタッフとの話し合い

退院

訪問診療医・訪問看護/介護サービスの開始



入院している場合



家で過ごしている場合

- ・体力的に通院がづらい
- ・車いすや介護ベッドが欲しい
- ・週子の悪い時に相談にのって欲しい

### 介護保険申請の流れ【目安：約1ヶ月】

- ① 医師に相談
- ② 申請書類にかかりつけの医療機関名・医師名などを記載し、【窓口】地域包括支援センターへ提出
- ③ 医師に意見書が届く
- ④ 主治医が意見書を作成し、役所へ返送
- ⑤ 調査員があなたのところへ来訪

区の介護認定審査会で「審査」

介護度決定!!

原則として申請から30日以内に認定結果の通知が届きます。状況によっては、介護度の決定前でも介護サービスを申し込むことができます。

介護保険認定調査員は何をするの？

生活上の動作がどこまでできるのか確認します。例えば...

- ☐ ベッドからひとりで起き上がるか
- ☐ 着替えはできるか
- ☐ 食事はひとりでできるか
- ☐ 外出はひとりでできるか
- ☐ お金の管理はできるか

### 関係するスタッフとの話し合い

話し合いは、あなたの病状を共有し、あなたやご家族の希望について、どのような対応ができるか検討します。そこで訪問診療や訪問看護、介護サービスの回数等を調整し、それぞれの役割を確認し合います。



住まいの療養環境の調整や在宅医療により関係スタッフの往来が頻繁にありますが、やがて落ち着きます。準備のために必要な時間と考えて頂ければと思います。